



幼児用鉄棒の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認49産第9822号・昭和49年12月28日

飯島 義郎	早稲田大学教授
奥田 富子	日本女子大学名誉教授
宇道野 勝正	東京家政大学教授
松岡 寿人	(株)日本機械玩具検査協会 理事長
若山 安雄	工業品検査所 課長
森 孝	通産省文化用品課 課長
野崎 紀	検査デザイン課 課長
斎藤 成雄	消費経済課 課長
宮沢 和夫	工業技術院電気規格課 課長
甲斐 震子	主婦連合会
河島 霞	全国地域婦人団体連絡協議会
伊藤 康江	消費科学連合会
金森 房子	日本消費者協会 相談室長 消費者
西堀 雄三	全国児童乗物団体連合会 事務局長
森井 宗実	(社)日本スポーツ用品工業協会
木下 匠	(株)トヤマ 取締役社長
広瀬 昭夫	(株)日栄製作所 取締役社長
高岡 林	栃木乗物工業(株) 取締役社長
中川 紀一	(株)中川鉄工所 取締役社長
勢能 一男	勢能体育用品(株) 取締役社長
星崎 光男	(株)山崎マスコット製作所 技術部長
岡田 範道	(株)岡田 取締役社長
北川 健治	北川木工(株) 取締役社長
富田 弘平	製白安全協会 理事長

幼児用鉄棒の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、組立可搬式の鉄棒の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、使用者の生命又は身体に対する被害の発生を防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、主として一般家庭で幼児が使用する組立可搬式の鉄棒（以下、鉄棒という。）について適用する。

なお、ここでいう幼児とは、標準として3才児から7才児までをいう。

3. 安全性品質

鉄棒の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、 外観及 び寸法	<p>1. 鉄棒の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立ては簡単で、正常な方法によって組立てた鉄棒各部には、ゆるみ、がた、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 使用時に人体が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(4) バー上面の最大地上高さは、130センチメートル以下であること。</p> <p>(5) バーの有効長さは、80センチメートル以上であること。</p> <p>(6) バーの外径は、2.5プラス・マイナス0.5センチメートルであること。</p> <p>(7) 安定わく前後の間隔は、バー最大地上高さよりも長いこと。</p>	<p>(1) 製品に添付する取扱説明書によって組立てた後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(4) スケール等により確認すること。</p> <p>(5) スケール等により確認すること。</p> <p>(6) スケール等により確認すること。</p> <p>(7) スケール等により確認すること。</p>
2. 固 定 強 度	<p>2. バーと支柱との接合は、確実で、バーに100キログラム・センチメートルのトルクを加えたとき、接合部に対しバーが回らないこと。</p>	<p>2. 支柱を固定し、バーに100キログラム・センチメートルのトルクを加えバーが回転しないことを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. 耐荷重	3. バーに40キログラムの重錘をつるし、連続10回振った後、鉄棒各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。	3. バーを最大高さにして、その中央部に40キログラムの重錘をバー中心から80センチメートル下方に麻ロープでつるし、前後左右に各30度連続10回振った後、各部に異状がないことを確認すること。
4. 耐衝撃	4. バーにつるした20キログラムの砂袋をバーの中心まで持ち上げ落下させたとき、鉄棒各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。	4. バーを最大高さにして、その中央部に20キログラムの砂袋をバーの中心から20センチメートル下方に麻ロープでつるし、その砂袋をバー中心まで持ち上げ落下させる。これを3回繰返し、各部に異状がないことを確認すること。
5. 材 料	5. 鉄棒の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。	5. 食品衛生法に基づく厚生省告示第370号第4おもちゃの規定に適合していることを確認すること。
6. 表 面 処 理	6. バーには、ニッケル、ニッケルクロム及びクロムめっきは、施さないこと。	6. 目視及び触感により確認すること。
7. 附属品	7. 附属品は、鉄棒の使用上の安全性を損なわないものであること。	7. 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無とその材質及び機能等について、それぞれ目視及び触感等により確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

鉄棒の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略の略号。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取 扱 説明書	<p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるように図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 組立ての要領及び注意。</p> <p>(2) 部品及び附属品の一部が取り外されている鉄棒は、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(3) 使用上の注意。</p> <p>(a) 初めて使用する幼児は、保護者が使用上の注意を指導すること。</p> <p>(b) 同時に2人以上では使用しないこと。</p> <p>(c) 設置場所は水平、平たんで、ストーブなど危険物の附近では使用しないこと。</p> <p>(d) 鉄棒を使用する年齢範囲は、3才児から7才児までとする。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるか確認すること。</p>